## 議案第81号

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、水道法施行令の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める必要があるによる。

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成24年福岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「)の」を「)において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項中第6号を第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第7号と

し、同項第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第2項を次のように改める。

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号 中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」 という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 」とあるのは「1年6月以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。) 」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者 | と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 」とあるのは 「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項中「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。